

令和 2 年 1 1 月 2 7 日（金曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和2年11月27日（金曜日）

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

欠席委員（なし）

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐々木 義 則 君

企画財政課長 佐 野 仁 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊 藤 美 穂 君

令和2年11月27日（金曜日） 午後4時46分 開会

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

美里町議11月第2回会議について

1) 議案等について

行政報告 2 件

議案 10 件（条例 3 件、補正予算 5 件、その他 2 件）

2）議員派遣について

3）会議の期間及び議事日程について

期間 11 月 30 日（月） 1 日間（別紙のとおり）

4）陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午後4時46分 開会

○委員長（村松秀雄君） では、時間が押していますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたしますということで、局長、お願いします。

それでは、全協御苦労さまでした。課長さん方も引き続きで大変ですけども、月曜日の議運でございますので、よろしくお願いいたします。

当委員会、全員出席でございますので委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、議長からの諮問3でございます。11月第2回会議についてということで、1)の議案等について執行部からの説明をお願いいたします。課長さんの御紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、全員協議会大変御苦労さまでございました。

引き続きとなりますけれども、美里町議会11月第2回会議についてということで、よろしく御指導お願い申し上げます。

本議会につきましては、行政報告が2件、議案10件といった内容になっております。それでは、初めに行政報告から御説明をさせていただきたいと思っております。座って説明させていただきます。

まず、初めに、令和2年度南郷第2地区（農集排）機能強化処理施設機械設備等更新工事請負契約の締結についてでございます。

工事請負契約の締結において地方公営企業法第40条第1項の規定により、議会の議決を要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件は、条件付一般競争入札によるものでございます。

契約締結状況につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。行政報告の1つ目ですね。農集排についてでございます。気になったところありますでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

では、次の工事、お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 次に、令和2年度美里町梅ノ木取水場解体工事請負契約の締結についての報告でございます。

工事請負契約の締結において、地方公営企業法第40条第1項の規定により議会の議決を要しない予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件におきましても、条件付一般競争入札によるものでございます。

契約締結状況につきましては、別紙行政報告資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 梅ノ木取水場解体工事の件でございます。これについて、何か気にかかったところありますでしょうか。（「ありません」の声あり）なしということでよろしいですか。

それでは、異議なしということで、次に議案10件に入ります。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして、議案第42号美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書1ページ、資料編につきましても1ページからとなります。

人事院は、令和2年10月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の期末手当の改定を勧告いたしました。また、国においては一般職の職員の期末手当の改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で3.35月分と改定いたしております。

本町におきましても、国に準じ議会の議員の期末手当の支給月数について、改定を行うものでございます。なお、令和2年11月24日に美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ、異議がない旨答申をいただいたところでございます。

詳細につきましては、会議当日、私から御説明を申し上げます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。期末手当に関する条例の改正でございます。これについては何かございますか。（「なし」の声あり）なしということで、分かりました。皆、よく審議するそうでございますので、月曜日よろしくお願いいたします。

では次、議案43号、町長等の給与及び旅費に関する改正の条例です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第43号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書2ページから資料編については4ページからとなります。

こちらにつきましても、人事院勧告によりまして、国家公務員の期末手当の改定を勧告を受けております。国におきましては一般職員の期末手当の改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を、年間で3.35月分と改定をいたしております。

本町におきましても、国に準じ町長、副町長及び教育委員会教育長の期末手当の支給月数について、改定を行うものでございます。なお、こちらにつきましても11月24日に美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について異議がない旨の答申をいただいたところでございます。

詳細につきましては、会議当日、私から御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これも前号と一緒に変更ということでございます。これについて何か御質問ありますか。（「なし」の声あり）なしということでございます。

続きまして、44号の職員のほうですね、条例の一部を改正する条例をお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第44号美里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては3ページから、資料編については7ページからとなります。

人事院勧告は、令和2年10月7日に国会及び内閣に対し、国家公務員の期末手当を年間0.05月分引き下げることについて勧告を行いました。

本町におきましては、これまで人事院勧告に準じて給与改定を行ってきており、このたびも人事院勧告に準じ、町の一般職の職員の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私から御説明申し上げます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。職員さんの場合、期末と勤勉ということで、二段構えになっております。率については改正案前のやつ、2年度と3年度一緒ということになりますけれども、これについて何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）

ないということでございますので、次、議案45号一般会計補正予算について、企画財政課長からお願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 本議会につきましても、御指導よろしくお願いいたします。

補正予算につきましては5件でございまして、今回の補正の主なものにつきましては、人事異動等と人事院勧告に伴う給与改定の実施等における補正予算でございます。座って説明させていただきます。

まず、議案第45号令和2年度美里町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては4ページから、資料編につきましては12ページからでございます。

まず、議案書の5ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,696万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億8,804万2,000円といたしております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。なお、人事異動と人事院勧告に伴う

給与改定の実施による人件費以外の補正予算の主なものにつきまして、御説明させていただきます。

議案書29ページ、お開き願います。

上段になります。3款民生費に802万9,000円追加いたしました。

2項児童福祉費の児童館費に、新規に放課後児童クラブ施設整備事業を設け、南郷放課後児童クラブ施設実施設計業務委託料718万3,000円追加いたしました。この事業の詳細につきましては、資料編13ページにお示しさせていただいております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページまでお戻り願います。

18款繰入金に1,126万3,000円追加いたしました。

2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に1,126万3,000円追加いたしました。

21款町債に570万円追加いたしました。

1項町債の民生債に社会福祉施設整備事業債（放課後児童クラブ施設整備事業）570万円追加いたしました。

議案書10ページにお戻り願います。

予算本文第2条、繰越明許費につきましては、放課後児童クラブ施設整備事業について令和2年度に事業が終了する見込みが立たないことから、令和3年度に繰り越すものでございます。

隣の11ページ、御覧願います。

予算本文第3条、地方債の補正につきましては、社会福祉施設整備事業債（放課後児童クラブ施設整備事業）について追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。補正については、主に人事院勧告の差引きと、新たな事業としては児童クラブの実施設設計ですね、設計部分、基本設計、実施設計、建設は来年度からという御説明がありました。この一般会計補正予算について何かお尋ねするところはございますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 南郷放課後児童クラブの関係でありますけれども、今回これは前に全員協議会の中で説明のあった部分ですが、今回それを予算化する、設計の部分ですけれども、それで最初から繰越明許なんですよ。年度内に終了する見通しが立たないと。確かにこれから準備に入ったり、業者さんの設計とかいろいろあって、年度内ということには相ならんということでしょうけれども、これ説明の中でもっと丁寧に、いつころまでの予定だからこうなりま

すよというのがあったほうがよろしいんじゃないかと。単純に考えれば、まだ今年度4か月あるんだよとなるかもしれないから、そのように付け加えていただいたほうがよろしいんじゃないかなということですので、委員長。

○委員長（村松秀雄君） それでは、企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 当日、この部分については加筆させていただきたいと思います。

○委員長（村松秀雄君） じゃあ、より詳しくということをお願いします。ほかございますでしょうか。

なければ、次に参りたいと思います。42ページ、介護保険の補正予算でございます。お願いします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きます、議案第46号令和2年度美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては42ページから、資料編については14ページでございます。

こちらの人事異動と人勧の実施に伴う補正予算でございます。

まず、43ページ、お開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ260万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,544万6,000円といたしております。

補正予算の内部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出についてです。

議案書54ページ、55ページ、お開き願います。

3款基金積立金で42万1,000円減額いたしました。1項基金積立金の基金積立金で介護給付費準備基金積立金42万1,000円減額いたしました。

4款地域支援事業費に302万6,000円追加いたしました。3項包括的支援事業費・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に包括的支援事業費職員人件費302万6,000円追加いたしました。

次に、歳入について説明申し上げます。

前のページ、53ページにお戻り願います。

3款国庫支出金に70万3,000円追加いたしました。

2項国庫補助金の地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業国庫交付金70万3,000円追加いたしました。

5款県支出金に35万1,000円追加いたしました。

2 項県補助金の地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業県交付金35万1,000円追加いたしました。

7 款繰入金に155万1,000円追加いたしました。

1 項一般会計繰入金の地域支援事業繰入金に包括的支援事業・任意事業繰入金155万1,000円追加いたしました。

以上が、補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 以上、介護保険について説明を終わります。何かこれについて質問ありますか。（「なし」の声あり）ないということでございます。

では、次、47号に入りたいと思います。水道事業会計補正予算です。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第47号令和2年度美里町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入についてでございます。

60ページ、61ページ、お開き願います。

1 款水道事業収益で16万円減額いたしました。

2 項営業外収益の2 目他会計補助金で一般会計補助金16万円減額いたしました。これにより、収益的収入合計を8億1,389万1,000円といたしております。

次に、収益的収支の支出についてでございます。

次の62ページ、63ページお願いいたします。

1 款水道事業費用に11万6,000円追加いたしました。

1 項営業費用の1 目原水及び浄水費で職員人件費12万2,000円減額いたしました。

2 目配水及び給水費に職員人件費6万3,000円追加いたしました。

4 目業務費に職員人件費10万1,000円追加いたしました。

5 目総係費に職員人件費7万4,000円追加いたしております。これにより、収益的支出合計を7億9,158万9,000円といたしております。

57ページにお戻り願います。

以上の補正に伴いまして、第3条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条予算第10条に定めた他会計からの補助金について併せて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。水道事業について何か説明を求めるところご

ございますか。（「なし」の声あり）なしということでございます。よろしいですね。

では、次、48号の病院事業の補正予算をお願いいたします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第48号令和2年度美里町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書につきましては64ページから、資料編につきましては16ページでございます。

初めに、第3条予算第3条に定めました収益的収支の収入について御説明申し上げます。

議案書68ページ、お開き願います。

1 款病院事業収益に215万円追加いたしました。

2 項医業外収益の6 目県補助金に感染拡大防止等支援事業補助金55万円追加いたしました。

7 目国庫補助金に、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金160万円追加いたしました。これらにより、病院事業収益合計を7億2,692万1,000円といたしております。

次に、収益的収支の支出でございます。

1 款病院事業費用に253万5,000円追加いたしました。

1 項医業費用の1 目給与費に198万5,000円追加いたしました。これらにより、病院事業費用合計を7億5,512万8,000円といたしております。

次に、第4条予算第4条に定めた資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次の69ページでございます。

1 款資本的収入に140万円追加いたしました。

3 項補助金の1 目県補助金に140万円追加いたしました。これは、感染症外来協力医療機関開設整備費補助金として、感染症外来の設備を整備するために要する費用が補助されるものでございます。これと、感染拡大防止等支援事業補助金、こちらを財源としまして購入する予定としておりました55万円の備品につきましては、感染症外来協力医療機関開設整備費補助金の対象となることから、財源の見直しを行い減額しておるところでございます。これらによりまして、資本的収入合計を8,042万8,000円といたしております。

次に、資本的収支の支出でございます。

69ページの下のところです。

1 款資本的支出に140万円追加いたしました。

1 項建設改良費1 目有形固定資産購入費に機械備品購入費80万円追加いたしました。

2 目リース資産購入費にプレハブ賃借料60万円追加いたしました。これらにより、資本的支

出合計を1億2,416万8,000円といたしております。

65ページにお戻りください。

下段でございます。第6条予算第11条に定めた債務負担行為につきましては、プレハブ賃借料について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、第5条予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について併せて補正を行っているものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。病院事業について、先ほども事務長から説明がありましたけれども、組み替えてパソコンが変わったということでございますが、これについて御説明いただく部分ありますでしょうか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 68ページの収益的支出なんですけれども、手当のところ、たしか再任用の方いると思うんですけれども、その方については該当ないということですか。

○委員長（村松秀雄君） 再任用者の一般会計では大分出ておりましたが、プラスマイナスですね、その部分が発生していないのでいかなものかということです。

○総務課長（佐々木義則君） お答えいたします。

まず、再任用の期末手当の関係につきましては、先ほど当日御説明するということがあったんですけれども、再任用の期末手当の支給率につきましては今回変更になりませんので、変わらないということでございます。以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 一般会計では給与部分だけ期末手当も出たと思ったけれども。

○総務課長（佐々木義則君） 期末手当も一般職員、それから任期付職員、会計年度任用職員も0.05か月の減額対象にはなるんですけれども、再任用については減額の対象には今回なっていないんですね。一般会計で減額部分が出ている部分は人事異動の関係で、当初は配置予定だった科目じゃないところに配置したものですから、金額の変更が出ている、人事異動関連の補正でございます。

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午後5時13分 休憩

午後5時18分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

それでは、48号の病院事業について何かほかございますでしょうか。（「ございません」の声あり）

では、次、49号の下水道会計の補正予算に入ります。お願いします。

○企画財政課長（佐野 仁君） 議案第49号令和2年度美里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

議案書74ページ、75ページ、お開き願います。

1 款公共下水道事業収益で334万9,000円減額いたしました。

2 項営業外収益の3 目他会計補助金で385万3,000円減額いたしました。

3 項特別利益の1 目過年度損益修正益に50万4,000円追加いたしました。

2 款農業集落排水事業収益に4 万7,000円追加いたしました。

2 項営業外収益1 目他会計補助金に4 万7,000円追加いたしました。これらにより、収益的収入合計を10億1,084万円といたしております。

次に、収益的収支の支出についてでございます。

次の76ページ、77ページお開き願います。

1 款公共下水道事業費用で385万5,000円減額いたしました。

1 項営業費用の7 目総係費で385万5,000円減額いたしました。

2 款農業集落排水事業費用に4 万2,000円追加いたしました。

1 項営業費用の5 目総係費に4 万2,000円追加いたしました。これらにより、収益的支出合計を9 億4,960万6,000円といたしております。

次に、第3条予算第4条の資本的収支の支出について御説明申し上げます。

次の78ページ、79ページ、お開き願います。

1 款公共下水道事業資本的支出に64万9,000円追加いたしました。1 項建設改良費2 目建設諸費に64万9,000円追加いたしました。これらにより、資本的支出合計を17億3,148万円といたしました。

71ページまでお戻り願います。

下段のほうです。予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額に64万9,000円追加し3 億4,423万5,000円に、補填財源の当年度分損益勘定留保資金に64万9,000円追加し1 億3,824万円に改めております。

以上の補正に伴いまして、第4条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用すること

のできない経費、第5条予算第10条に定めた他会計からの補助金について併せて補正を行っているところでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。下水道について何かございますでしょうか。

これ、すみません、課長、収益的のところ公共と農集排一緒に入っているでしょう、一緒にね。どこだっけ、ここだ、ごめん、76ページだ。これ全部でいいのかね、金額。3855、3855、3855まで、4人、4人、4人はいいんだけど、これ別個にするんだったらいいけど、合わせたら違うんでないかなという思いがあるんですけども、いかがですか。（「款ごとじゃない」の声あり）全部でやってないのね。款の合計ね。（「72ページですと合計額出てくるんですけども、72ページの実施計画では各合計出ておりますね」の声あり）合計でないのね。合計なんだけど（「款ごとの」の声あり）了解。

ほか、下水道について何かございますでしょうか。では、下水道を終わります。

次、50号で三十軒大橋の補強の補正です。繰越明許になっております。これについて御説明をお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第50号工事請負契約の締結について（令和元年度三十軒大橋橋梁補修工事〔繰越明許〕）について御説明申し上げます。

議案書については80ページ、資料編については18ページからとなります。

この契約は、入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件付一般競争入札により締結するものでございます。入札後審査郵送方式及び総合評価落札決定による条件付一般競争入札を行った結果、株式会社ナカムラ仙台支店が総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。その後、総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ、適切であったので落札者と決定し、落札額6,200万円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額6,820万円で工事請負仮契約を締結いたしました。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容等につきましては、会議当日、建設課長より御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。三十軒大橋補修工事でございます。何かこれについてももう少し説明求める事項ございますでしょうか。

財政課長、よろしいですか。ここは陸橋と跨線橋ですね、石巻線の。あと三十軒の出来川を渡るところですよ、越すところですよ、地図見ると。あそこ、出来川に架かって。（「あくまで出来川に架かっている」の声あり）部分ね。ちょうど境目があそこ、三十軒に行く道路と三十軒踏切から来て、駅のほうから来て十字になっているじゃない、橋が左に見て。あの橋、あくまでも橋のところだけね、700メートルってなっていたから。平米ね。メートルって書いてあらっと思ったのさ、驚いたの。（「前も工事はしなかったの、あそこ工事したよね、橋桁かな、それでまたやるんですか」「今回は塗装です」「ペンキ塗り」「ペンキ塗りだけか」の声あり）よろしいですか。金額的にも大分かかるなど見ていたんでね、ひび割れから何から。工事様式が全部あるということ。（「中身は本会議でやるでいいと思います」の声あり）部分的にはそこですね。ありがとうございます。

では、次51号、財産の取得に参ります。スクールバス2台ですね。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第51号物品購入契約の締結、財産の取得についてでございます。

議案書81ページ、資料編については27ページとなります。

本件の内容については、令和2年度美里町スクールバス購入契約の締結の内容となります。この契約は、入札後審査郵送方式による条件付一般競争入札により締結するものでございます。入札後審査郵送方式による条件付一般競争入札を行った結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店が最低価格者であり、落札候補者となりました。その後、入札参加資格審査を行ったところ適切であったので、落札者と決定し、落札額1,579万840円で物品購入仮契約を締結いたしました。

物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容等につきましては、説明資料の内容のとおりでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。スクールバス2台の購入でございます。これについて何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）皆さんよろしいですか。

ではないということで、議案についての執行部からの説明については、これで終わりたいと思います。課長さん方ありがとうございました。

委員についてはそのまま行いますので、着座のままお待ちください。

では、続いてまいります。議長からの諮問の2) 議員派遣についてでございます。局長、御説明をお願いします。

○事務局長（佐藤俊幸君） 1月13日、14日、2日間にわたり県議長会の議員講座があります。

こちら、11月第2回会議において議員派遣の手続を取らせていただく中身になります。

なお、テーマとか上限が1日5人とかという話もありますので、その辺は議員派遣の手続取った後の30日の全員協議会で、参加者等々皆さんで御確認、御協議いただければと思っております。以上です。

○委員長（村松秀雄君） 来年の1月13日、14日、議長会の議員研修があるということでございます。内容については月曜日の議会終わってからの、全協前だけ、終わってからね、議会ね。全協ありますので、その場で詳細については決めていただきたいということですが、派遣の分の議決だけは、本会議でお願いしたいということでございます。この流れでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。そういうふうをお願いしたいと思います。

次に、3) について会議の期間及び議事日程についてでございます。

別に配付させていただきました議事日程表を御覧いただきたいと思います。日程1から日程13まで、先ほど議員派遣の件ということで2時間からという形で、午後からですから、ちょっと遅くなるかもしれませんが、午後2時だけ、開会。1時半、2時、30分、俺、1時半で書いてあった、ごめんなさい。早めにかくのはいいからね。2時でございます。よろしいですか。会議の期間、議事日程については配付させていただきました資料のとおりでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、そう決定します。

続きまして、陳情、要請一覧、今回、陳情要請が7件ほど来ております。この辺についてはどういった方法を取りますでしょうか。よろしいでしょうか。内容を確認するために、5分ほど休憩を取ります。もう少しですか。10分間ね。9分ね。今から45分まで休憩して再開したいと思います。

午後5時34分 休憩

午後5時41分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

7件の陳情書についての扱いをいかがいたしましょうか。（「配付のみ」の声あり）配付のみという意見が出ましたが、その扱いでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、当日の配付のみということだけにいたします。ありがとうございます。

それでは、4番のその他でございます。実は、12月議会恒例の終わりましたら忘年会ということで、松島泊まりということにしておりましたが、その件をどういたしましょうという皆さんに御相談でございます。（「今回、泊まりはやめて町内になったんじゃないかった」の声あり）という流れで言っておったんですが、昨今問題が身近に迫ってまいりました。ということで、その辺が今の騒がれている時期に、20人ぐらいの団体で行って何もなくても町民に不安を与えるのではないかという思いが少しあったので、皆さんに考えていただきたいなことなんです。（「委員長と同じ考えです」「私は少しじゃなく大いにあると思う」の声あり）じゃあ、今年12月の議会最終日の予定はしておりましたけれども、中止ということで、あとは4人以下の小グループでやる分にはよろしいかと思しますので、議長、全協のときにお話しいただければと思いますので。（「議運委員長から言え」の声あり）分かりました。私から言います。ということで忘年会は中止ということでございます。議会としてはやらないということです。

ほかに何かあれば、よろしいですか。

これにて、議会運営委員会を終了したいと思います。

副委員長、最後の挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 大変御苦勞さまでございます。時計の針も6時まであと15分。

本日は大変御苦勞さまでした。

午後5時44分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和２年１１月２７日

委 員 長